

災害時における物資の供給に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と旭食品株式会社（以下「乙」という。）とは、高知県内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震・風水害その他による災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に規定する武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、次のとおり、食料、飲料水及び生活必需品等（以下「物資」という。）の供給に関する事項について協定を締結する。

（要請）

第１条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、調達が可能な物資の供給を要請することができる。

２ 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書による手続を行うものとする。

（要請事項の措置）

第２条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請時点で可能な範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって連絡し、その後速やかに文書による手続を行うものとする。

（物資の範囲）

第３条 甲が乙に供給を要請する物資は、別に定めるもののうち、要請時点で乙が調達可能な範囲のものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第４条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

２ 甲は、前項の引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き受けるものとする。

（費用の負担等）

第５条 乙が提供した物資の対価は、甲が負担するものとする。また、引渡し場所までの運搬に関する費用は、乙が行う通常の配送業務に付随して物資の運搬を行う場合は乙の負担とし、当該通常の配送業務とは別に物資の運搬を行う場合は、甲が負担するものとする。

２ 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

３ 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（車両の通行）

第６条 甲は、災害時において乙が物資を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるように配慮するものとする。

（連絡責任者等の指定）

第７条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、相互に文書で報告するものとする。

２ 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（実施細目）

第８条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。

（平常時の活動）

第９条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第１０条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第１１条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了日の１月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２６年６月１６日

甲 高知県高知市丸ノ内１丁目２番２０号

高知県知事

乙 高知県高知市九反田９番１５号

旭食品株式会社
代表取締役社長